

## 第 109 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

### 議事録

#### (開催要領)

- 1 日 時 令和 2 年 9 月 30 日 (水) 14:00～16:30
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 6 階 623 会議室  
(W e b 会議システムを利用)
- 3 出席者  
会 長 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長  
委 員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事  
同 井田 良 中央大学大学院法務研究科教授  
同 浦 尚子 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長  
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士  
同 木幡 美子 (株)フジテレビジョン総務局 CSR 推進部部長  
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会 女性クリニック We!TOYAMA 代表  
同 中村 正 立命館大学大学院人間科学研究科教授／  
教養教育センター長  
同 納米 恵美子 全国女性会館協議会代表理事  
同 原 健一 認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・  
フェイス 支援コーディネーター  
同 山田 昌弘 中央大学教授

#### (議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事  
D V 対策の今後の在り方について
- 3 閉 会

#### (配布資料)

配布資料 諸外国の D V 対策について

(井上教授、高田准教授、松村准教授、李客員研究員 御提出資料)

参考資料 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年法律第 31 号)

(議事録)

○小西会長 時間になりました。ただ今から、第109回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、可児委員、木幡委員、種部委員、中村委員がオンラインでの御参加になっています。

種部委員、林局長、伊藤審議官につきましては、この後、別の会議に出席されるため、16時頃に退席されます。

本日の議事ですが、諸外国のDV対策について、専門家のお立場から、神奈川大学の井上匡子先生、大阪工業大学の高田恭子先生、関西福祉科学大学の松村歌子先生、北海道大学アイヌ・先住民研究センターの李妍淑先生の4名をお招きして御意見をいただくとともに、皆様からも御意見を伺います。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 本日の資料は、諸外国のDV対策についての資料のみとなっております。また、参考資料として、DV法の全文についても付けさせていただいております。

不足等がございましたら、事務局をお願いいたします。

○小西会長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まず、直近の女性に対する暴力に関する政策について、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 事務局でございます。

最近の政策について、今週、色々と動きがございましたので、簡単に御紹介させていただきます。

今年6月11日に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を取りまとめまして、その中で、加害者対策、被害者支援、教育・啓発をしっかりと強化していくことが盛り込まれております。そういうこともあり、今まで色々と準備をしてきたのですけれども、昨日、ワンストップ支援センターの強化検討会議というものを開催いたしまして、男女共同参画局の局長と審議官と関係省庁の課室長級で構成される会議で、どのように強化していくか、どのように地域内での関係機関の連携を進めていくかを議論していきたいと考えております。

本日、午前中ですけれども、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育についての事業を内閣府と文部科学省が共同で開催いたしまして、その第1回の有識者検討会を行いました。地域の取組事例や、教材、それをどう使って教員が指導するかということをもとめた上で、報告書を年度内にまとめたいと思っております。なお、文部科学省からは、来年度は文部科学省がモデル事業としてやっていくための予算を確保するように予算要求をしたという報告がございました。

本日は、予算概算要求の日になっております。簡単に言いますと、男女局の中でも予算を増やすように要求するのですけれども、暴力対策推進室は、今年度は5.7億円の予算でしたけれども、来年度は15.5億円の要求を出したところです。昨年度の2.7億円から今年度は

5.7億円に増加させたところであり、例えば、DVに関しては、新型コロナウイルス感染症を受けて行っておりますDV相談プラス事業とか、民間シェルターへの支援の増額などを検討しております。また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについては、交付金として2分の1の補助を出してはいますが、その予算額の拡充と併せまして、被害者支援拠点の増設のための1.5億円程度と、直轄で明日から始める4桁の番号とか、コールセンターの設置、SNSを活用した相談などのために1.7億円程度の予算を要求しているところです。まだ要求ですので、これから、財政当局とよく相談して調整してまいります。

また、明日、今まで「暴力対策推進室」でしたが、取組を強化していく、体制を強化していくという観点からも、「男女間暴力対策課」ということで課が立ち上がることになりまして、国としても暴力対策の問題を課レベルでしっかりと取組を進めていきたいと思っております。

明日になるのですけれども、ワンストップ支援センターについて、今まで都道府県ごとにばらばらの番号でしたので、「#8891(早くワンストップ)」という共通番号を導入しまして、全国どこでもその番号に電話をすれば最寄りのところにつながるということに取り組みたいと思っております。そうした短い番号にすることによって、何かこういう番号があったなと記憶に引っかかっておいてもらえれば、何かあったときにすぐ思い出して調べてかけていただけるかなと思っております。

さらに、明後日からですけれども、SNS相談を今年は4か月間実施する予定です。特に若年層は電話での相談が苦手という方もいますので、SNSでの相談を4か月やって、また来年度から本格実施に向けてよく勉強していきたいと思っております。

また、ちょっと先になりますけれども、11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動が予定されておりまして、今年は性暴力をテーマとして実施するというで考えております。

先日の専門調査会で、納米先生からDVも10桁で長いよねというお話をいただきましたが、10月2日から新しい4桁の番号を導入して、導入するだけではなくて今回は政府広報ともタイアップをしてしっかりと周知をしていこうと思っております。

○小西会長 ありがとうございます。

長らくここの調査会だけで懸案になっていたようなことが様々に動き出して、それはこのまましっかり続けていただくことが大事かと思っております。事務局でも精力的に動いていただいて、感謝しています。

これから、井上教授、高田准教授、松村准教授、李客員研究員の4人の方から、諸外国のDV対策について御説明をお願いいたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○井上教授 皆さん、こんにちは。神奈川大学の井上と申します。

お招きいただきまして、ありがとうございます。

今回は、今御紹介いただきました4人で御報告させていただきますが、全体として私が進めていこうと思っています。

報告時間は50分と伺っております。厳しい時間管理の下、頑張って報告しようと思いません。

まず、「1, はじめに」で私が若干お話しして、その後、国ごとに7番目まで進みまして、最後にちょっとまた私がお話しさせていただきます。資料は大変分厚いものを用意しましたが、それに沿って全部話すと2日間ぐらいかかると思いますので、ポイントについてパワーポイントの画面、ないしは、私どもの準備した資料に沿ってお話をし、必要に応じてそれぞれの箇所で、分厚い資料を参照しながら進めさせていただきます。報告者の皆さんは通し番号で何ページと指摘しつつ、報告してください。

早速、中身に入らせていただきます。

まず、私から、「1, はじめに」で、資料0です。今回は、6か国を取り上げます。施策の内容だけではなく、DV施策全体の枠組みの違い、ないしは、施策の推進の仕方・進め方についても注意してお聞きいただきたいと思えます。

さて、現在の日本のDV施策は、言葉がちょっと過ぎるかもしれませんが、一人負け状態と言っても良いかもしれません。例えば、私たちが国際学会に行き、日本のDV施策の状況とお話しますと、たいてい他国の人からは、本当にそうですかと聞き返されます。10年・15年前はそんなことはありませんでしたが、この10年間に世界から取り残されたのだと思います。多くの国でDV施策は、日本と同じように、個別対応やシェルター運動から始まりました。その後それらを踏まえて法制度が整備され、そして支援や対応のための専門性の確立へ進んでいます。特に法制度整備の段階ではDVという特殊なケースの特徴に合致した制度の整備を続けてきました。日本は、DV防止法をはじめ、欧米、ヨーロッパやアメリカ合衆国の制度を参考にしながら進めてきましたので、ある意味、ヨーロッパやアメリカ合衆国より後塵を拝しているのは仕方がないと思うところがあるかとは思えます。けれども、アジア諸国の中でも日本のDV施策は非常に遅れています。そのような事情を、皆さんと少しずつ見ていきたいと思っています。今回は、ニュージーランド、カナダ、英国、アジアでは韓国と台湾の国を取り上げていますが、それぞれ特色あるDV施策を展開しております。

先ほどは、一人負け状態と申し上げましたが、とは言っても、日本だって頑張って色々な施策を展開してきたわけです。したがって、その理由を考える必要があると思えます。本日は時間も短いですので、最初に結論を言わせていただければ、日本の施策にはDV施策全体を構築するという視点がやはり諸外国に比べてやや薄く感じます。刑事法・民事法・行政施策の協働により、DV施策を全体として構築していくという視点が足りないように思えます。個々制度の改正はもちろんとでも重要ですが、それだけでは足りないと思えます。そして、その制度を動かしている実際の現任者や支援者たちがどういう専門性をもつべきなのか、どのように養成していくかという点の考察も、非常に遅れていると思えます。それらがあって初めて、支援の多様性、「在宅DV」というのは私が最近よく使っている言葉

ですけれども、いわゆる非典型ケースですよ。逃げない、逃げるできない、あるいは、逃げることを望まないケースへの対応へと展開していくことができるのだと思います。これらの点が今後のDV防止施策全体に求められているところではないかと考えております。

まずは、最初に、ニュージーランドから始めていこうと思います。松村先生、お願いします。

○松村准教授 松村です。

ニュージーランドから始めさせていただきたいと思います。

今日の発表用の資料で取りあえずいきますけれども、ニュージーランドという国は、500万人ほどしかない小さな国ですので、何か取りあえずやってみようという姿勢があるというお話でした。ですので、少し朝令暮改的な内容が出ることもあるわけですので、とにかくやってみるという姿勢。女性の問題を取り扱うという省がありますので、女性に関する法についてきちんと取り扱ったり、法のジェンダー平等のところをチェックしたりといったことをしています。また、女性の参政権をいち早く獲得した国ですので、女性の参加率も非常に高く、ジェンダーギャップ指数でいまして、現在、日本が121位とかですけれども、ニュージーランドは6位ということでどんどん順位を上げているというぐらいの状態です。また、ニュージーランドでも核家族化は既に進んでいるのですが、キウイハズバンドなどと言われますように、キウイはニュージーランドの国鳥ですけれども、男性が率先して育児や家事に参加するというのもあって、女性が活躍できる環境をバランス良くつくり出しているとも言われています。

「NZ政府によるFVに対する認識」というところですが、今、「DV」という表現をあまりしません。Family Violenceという言い方をニュージーランドではしています。「FV」という言い方をすることで、ドメスティックな問題、家庭の中の問題とか、男性から女性へという認識がどうしてもついてしまっていますので、そういうものではなく、社会全体の問題として暴力を認識して対応しやすくするとしています。ニュージーランドをはじめ、アメリカ合衆国でも、カナダでも、色々なところでやっていますが、経済的コストに関する調査報告を採用して、ニュージーランドでも1994年に経済的コストに関する調査報告が出ています。それに基づいて、経済的コストの観点からも防止や早期の支援にお金を出していった方が結果としてコストパフォーマンスが良いのだとやっています、今年も多額の交付金が日本円にしても何十億という単位で出ることがこのコロナ関連でも決まったというニュースが出ていました。とにかく、FVという概念を使うことで、暴力を認識して対応しやすくすることとか、被害者支援団体の運営に対しても積極的にお金を出していき、また、多機関連携をしっかりとやって、顔の見える関係をつくっているということです。特にニュージーランドで力を入れている政府の部局といいますと、Ministry of Healthに当たるのですが、日本でいうと厚生労働省です。健康省や保健省と訳されるのですが、ここが中心的の一つやっているのと、文科省、教育省の部分に当たるところと、警察

が中心的に結構やっています。メインはMinistry of Healthですね。あとは、社会開発省、Social Developmentの省も結構主体的にやっていて、社会発展省というのですかね、Social Development省は啓発に力を入れているという感じですし、Ministry of Healthは病院や医療関係者を通じて予防や発見に力を入れているという感じです。また、ミッドワイフ（保健師）による家庭訪問もしていますので、妊娠をした初期の段階から家庭訪問を無料で4回ほどしまして、ソーシャルワークという形で家にリスクはないかというのをチェックしています。また、ニュージーランドもアメリカ合衆国もそうなのですが、FVによる死亡調査委員会を立ち上げてまして、これは日本でいう児童が児童虐待で亡くなったときの要保護児童対策地域協議会のようなものに当たるのですが、DVケースで死亡事案が出た場合に、どういう支援が行われていて、何が足りなかったのか、これからどうするのかといったことをきちんとチェックして、それをまた次の支援に生かすということをしています。警察も暴力防止教育を結構実践的にやっています、学校と連携してクールスクールズというプログラムを実施してまして、年間に何回も警察の専門の担当者が学校に行って、低学年から高学年まで、リスクとはどういうものかとか、どういうときにヘルプを出したら良いのかとか、どういうものが秘密なのかとか、良い秘密と悪い秘密があるよといった教育をしていますし、また、保護命令という点でも、警察が独自に出せるPolice Safety Orderというものもあります。警察が出せる保護命令という感じですね。また、2018年にはファミリーバイオレンスアクトということで、今までのDV防止法が改正されまして、それに関連する法律もどんどん改正されているという状況です。

ニュージーランドのDV施策の特徴、次のページに行きますけれども、やはり民と官の連携がスムーズというところが一番特徴的かと思います。やはり小さな国ですし、民への信頼も非常に厚いので、プライバシーアクトももちろんありますけれども、個人情報も積極的に共有しているという印象です。ですので、被害者が何か支援を求めるとい流れになりますと、何らかの形で警察に連絡が行ったりするわけですが、警察に連絡が行きますと、警察がその女性専用のシートを書くわけですね。いわゆるDVシートといわれるものを書いていきます。「POL400」というのですが、それに書いて、それを女性支援団体と連携するという形です。また、裁判所によって保護命令が出されたら、加害者プログラムの受講も入っていったりしますので、それをまた司法のコントロールでもって保護命令を執行していくということをしています。企業も巻き込んだ形というところでも書いていますが、2018年の法改正で被害者に有給休暇を付与するという改正もなされています。通常の有給休暇に加えて、被害者がDV被害を受けていることを証明する必要はもちろんあるのですが、その証明ができれば、企業は10日間の有給休暇を追加的に付与しないといけないということになっています。

被害者支援の一つとして、広報啓発とかは非常に熱心に行っているのですが、どの段階でも、緊急一時保護でも、生活再建支援でも、暴力防止教育のどの段階でも熱心に支援しているという印象ですし、移民女性のためのサービスも非常に充実していて、それこそ交

通安全からクレジットカードの使い方から買物の仕方まで色々なことを支援して、移民女性が住みやすいという支援をしています。また、分かりやすいCMを流すということで、男性も巻き込んだ形で「it's not OK」や「it's OK to get HELP」という国民の意識改革になるような運動を展開しているという形です。最近のキャンペーンは、昔のように体の暴力のを中心にするのではなくて、心理的な暴力に焦点を当てて展開しているということです。ただ、2013年、2014年頃に民営化が結構進みまして、当事者負担が増えたという側面もございますので、今までは加害者プログラムや被害者のプログラムを受けるときは結構裁判所命令であれば無料であったのですが、今は結構当事者負担が増えているという感じでした。

以上、ニュージーランドについてお話しさせていただきました。

次は、カナダを御覧ください。

カナダの特にアルバータ州の調査なのですが、これは保護命令のことなどはあまり調べていなくて、加害者プログラムの点でこちらは調べています。

アルバータ州に限らずカナダ全体ですが、社会全体で暴力の問題に対応するということがなされています。

また、警察内にファミリーバイオレンスユニットという形で児童相談所や被害者支援団体や病院や保健センターといった人たちがスタッフとして入って入って、何かあったら警察で一体管理ができるという形のマルチトリートメントな対応を取ってたりします。何でそんなに女性や暴力の問題について被害者支援が手厚いのかということを知りましたら、むしろ支援しない理由が分からないと言われて、何か大きな事故があったり事件があったらそういうものを積極的にやっているのかという聞き方をしても、そうではないのだという感じでした。

「Peace Bondの活用」と書いていますが、これにつきましては、そこで加害者プログラム受講はどういう経緯でいくのかという流れを書いておりますので、またそれも併せて見ておいていただけたらと思います。とにかく、DV事案が発生しますと、警察が現場に臨場しまして、必要であれば、相当理由があれば、逮捕して、リスクアセスメントをいたします。リスクアセスメントをして、必要に応じて被害者支援サービスを提供したり、場合によっては、警察によってエマージェンシープロテクションオーダーを出すという流れです。その後、検察が裁判所に起訴するかどうかという流れになるわけですが、その際に、有罪にするほどの十分な証拠がないときには、必ずしも事件化されるわけではありませぬので、その場合にピースボンドという形で、刑事の保護命令の一種なのですが、加害者プログラムの受講を強制する。これを受けたら起訴を猶予するという形で、アメリカ合衆国というダイバージョンのような形です。受講を修了すれば起訴を猶予するという形です。その際に、「保護観察 Probation Office」というところで、オフィサーの人が、その加害者の人の周辺にどのような社会的資源があるのかとか、加害者の人のリスクはどの程度のものなのかといった心理的なアセスメントなどをしっかりします。それを裁判所にきち

んと報告して、それを踏まえてこんなプログラムを受けなさいという流れになっていきます。ですので、積極的にピースボンドを受けさせるようにするのだということでした。有罪にするほどの証拠がないけれども、この人はちょっとDV気質がある、これはプログラムを受けさせた方が良いのだというときには、積極的にピースボンドという形でやっていくということです。

プログラムの中身自体はここでは割愛させていただきますが、刑事手続全体を通じてプロベーションオフィサーが関与していて、また、このプロベーションオフィサーは色々なプログラムについて非常に詳しく知っていて、もちろん顔の見える関係を築いていて、この地域にはこのプログラム実施団体があるとかというのをしっかり認識しています。また、裁判所命令が守られているかを監視したり、必要な支援を提供したり、場合によってはケースカンファレンスをしたりしています。とにかく、先ほどの井上先生のお話でもありましたが、ソーシャルワーク機能を担うというのが重要だと思いますが、それをまさにこのプロベーションオフィサーが担っているのだろうと考えています。

ちょっと早口でしたが、取りあえずこれでカナダのところは終わりました。

諸外国のDV施策を踏まえて日本でのDV施策を振り返るという、今日の発表用のパワーポイントの4ページ目をご覧ください。

日本のDV施策は、色々とあるのはあるのですけれども、やはり長期的な支援は不十分だし、一時保護の部分もかなり不十分という声は上がっているとおりです。また、死亡事案の検証がなされていないというのが少し遅れている点です。児童虐待の際の死亡事案の検証のように、DV事案でもこういったことをやっていくべきなのではないかと思っていますし、民と官の連携がまだ不十分な部分もあるかということです。ワンストップセンターも、そういうところが確かに増えてはいるのですけれども、性暴力に特化しているものがあったり、DVに特化していたり、結構縦割りなのかなというところと、マルチエージェンシーのような対応がなかなかできていない。やれている地域があったとしても、それは結局人によるのかなという気がしています。そのキーパーソンとなるような人が主体的に取り組んでいて、その人が言うならやろうみたいな感じでやっているのであって、結局、その方が代替わりしたら次はちゃんとやるのかなというのが少し心配なところですね。警察も、DV対応をすごく丁寧にやってくれるようになってきたとは聞いています。ストーカー対応と同様に、DV対応もやってくれてはいるものの、どうなのだろうかという部分がまだ少し残っていて、諸外国ですと、保護命令が発令されたときにはきちんと裁判所の執行官と警察官と一緒に加害者のところに手渡しをして、こういう命令が出ているからこういうことをしてはいけないという説示をきちんとするというシステムになっていたりするのですが、そういうものがまだ不十分であったり、引越しの際に警察が立ち会ってくれるという規定もきちんとあることが多いのですが、日本の場合だと、任意でやってくれたりということはありますが、それが画一的にできているかと言われるとちょっと怪しいというところ。予防・啓発については、心ある民間団体が頑張っているという状態で

しょうし、教育プログラムについてもそうですし、加害者プログラムなどももちろん日本では法的根拠はないですので、司法のコントロールの下にできるようにするべきだろうというところですか。また、「Social Workできる人は？」と書いていますが、ソーシャルワークは、行政の方もすごく優秀で、できる方はもちろんできるのですが、カウンセリングではなくてケース全体をマネジメントできる人という意味でのソーシャルワークですが、これもオン・ザ・ジョブ・トレーニングでできるようになっていっただけで、やはり人がいなくなればまた一から戻るといった状況だと思いますので、専門家としてきちんと育成をして、できる人は養成していくべきであろうと思います。また、経済的コストに関する統計調査などが日本では特にありませんので、それを基に、海外、諸外国でもこうだというのを踏まえて、コストパフォーマンスの良い施策を打っていったら良いかと思います。また、諸外国では、保護命令の対象者に、カップルとか、同性カップルは当然入っています。未成年のカップルとか、結婚していないカップルももちろん入ってきますが、どうしても日本の場合はまだ配偶者というところにこだわりがあったり、同居していないと駄目とかあったり、もう少し幅が広がっていくべきかと思っています。また、法律が本当にジェンダー平等になっているのかというのをチェックする部署が日本にはないと思っていますので、女性の問題省などのように、ちゃんと法律がジェンダー平等になっているかというチェックをするところがあると良いかと思っています。

取りあえず、以上です。ありがとうございます。

○井上教授 ありがとうございます。

次、高田先生、お願いします。

○高田准教授 こんにちは。

高田からは、イギリスの状況について説明させていただきます。

資料の作成につきましては、事前にいただいておりましたヒアリング項目に答える形で順番に資料は作成しています。本日は、このヒアリング項目に限定されずに、英国におけるDV保護法制の展開が分かるような内容として説明させていただければと思います。

まず、文化的社会的背景といたしまして、イギリスはEUの中では比較的保守的な国で、伝統的家族観が強いと言われていています。ですので、どちらかという、男女の役割分業がまだ家庭内でもあるのかなという印象を持ちます。併せて、多民族国家で、旧植民地等の関係もありますので、インド・パキスタン系をはじめとする多民族・多文化社会です。スライドに「BAME」という省略が書いてありますが、いわゆる黒人、アジア人、その他のマイノリティーの人たちを意味する略称で、社会的弱者になりやすいということで、BAMEピープルという形でその人たちの保護の必要性を強調して説明されることがよくあります。

このように、どちらかという、白人の人たちとその他の多民族のマイノリティーの人たちとの実社会での取扱いに差があると指摘されている中で、DV保護法制の展開としましては、白人の女性団体による運動を中心に展開してきたと思われまます。政府の政策として、今は長い間保守党政権ですが、労働党政権の時に、女性差別撤廃条約を批准し、暴力問題

については対応していたのですが、保守党政権に移行してから本格化しています。2010年に包括的な政策提案がなされました。当時、ちょうど女性の問題を取り扱う省の大臣がメイ元首相だったわけですが、彼女が中心となって非常に強力なDV防止保護法制の展開がなされています。与党政府の政策として出され、非常に包括的で総合的な政策展開がなされていったという特徴があります。第1フェーズの2010年～2016年は、どちらかという、法整備を順にしていって、現在、第2フェーズとしての2016年～2020年は、その強化及び実質的な救済を実現するという、多機関連携をどうやってより効果的に充実させていくのかということが図られています。

DV保護法制展開の特徴として、1つ目は、DVの対象を広く捉えて、あらゆる暴力を許さないという強い姿勢を示しています。後ほどDVの定義についてのところで少しだけ補足したいと思います。また、DV保護法制は、昔は家族法の領域の問題でした。イギリスは、昔、裁判離婚でないと離婚は認められませんでした。夫婦の問題として、妻が、暴力を振るう夫への禁止命令や離婚を認めてほしいということを裁判所に求めたのが始まりです。今はかなり簡易化されていますが、裁判所の命令がないと離婚することができませんので、被害者の妻や女性団体が家族法上の保護を求めたところから始まります。ですので、民事手続の中で保護命令が順番に整備されていきます。2010年から始まったDV防止政策の中では、警察をはじめとする刑事手続を活用した保護法制を展開していきます。犯罪的な暴力に関しては断固として社会として許さないのだという態度で取り組んでいくという流れで展開しています。DVの被害者を保護しようと思いますと、実際には関係する多機関が連携しなければなりません。この多機関連携アプローチは、2010年から導入されていますが、第2フェーズでは本格的に取り扱われなければならないということで、それを強化することが前面に出されています。次に、民間団体との連携ですが、もともとイギリスで政府を後押ししたのは民間団体です。女性運動及び民間団体のロビー活動が法制度の展開に結びついています。この民間団体が、多機関連携の会議の中で法律で定められたその他の機関という形で入って、一緒になって被害者の救済に当たっているという特徴を持っています。現在では、より予防的な制度が大切なのだということで、警察による性犯罪や加害者の情報の開示制度、また、加害者に電子的な追跡のツールをつけて、実際にちゃんと家にいるかどうかということを追跡することを可能にする制度を導入しています。

次のページに移ります。

DVの定義は、2012年に政府が定義を設定して、それを関係機関が採用するということが浸透していきました。この2012年のDVの定義の中には、経済的DV、精神的DVだけではなくて、管理的態度や威圧的態度も含むとして政府は定義をしました。DV法制の強化を図るドメスティックアビューズ法案が、2020年7月6日にちょうど衆議院を通過したところです。イギリスの場合、衆議院を通過するとほぼ成立しますので、この後、成立すると思われるのですが、DVの定義がこの法案に規定されていて、主に2012年の政府定義が採用されています。この2012年の内容を法律としてふさわしいようにと組み替えたものが定義規

定されていて、配布資料ヒアリング項目の1.(1)の暴力の範囲で、解説とともに訳してありますので、参考にしてください。この定義規定導入の際には、民間団体から経済的DVを明らかにしてほしいという要望が非常に強かったと聞いています。また、実際には、管理的態度や威圧的態度は捉えにくいものですが、私がイギリスで色々とヒアリングをしたりプログラムに参加させていただいているところでは、このところが詳しく説明されていることが多かったように思います。

次に、複数の領域での多機関連携アプローチについて説明します。多機関で連携するというのは、行政機関、警察、それだけではなくて、被害者個人を代表するためにそれぞれの被害者にDVアドバイザーがつき、多機関連携会議に参加します。そういう人たちが一緒になってケースを取り扱っていきます。被害者の救済を目的とした多機関の連携がリスクアセスメント会議で、「MARAC」と呼ばれるものです。このほか、実際には、加害者に向けての多機関連携もなされます。「多機関連携公的保護アレンジメント会議」と訳してありますが、この「MAPPA」と呼ばれるものについては、刑事手続に則った保護観察に当たるような加害者についてどういうプログラムが必要になるのかなどを他機関で検討していくこととなります。この際にも、被害者保護の部分、被害者に更なる加害を加えないようにという視点でも検討が加えられるということです。イギリスの場合には、子どもはDVの被害者の対象になりません。16歳以上の者がDVの加害者及び被害者の対象で、子どもの場合には、児童法という法律があって、児童虐待の問題として保護がなされることとなります。イギリスは、恐らく比較的手厚く子どもの保護を取り扱う国ですので、子どもがいる際には非常に慎重にDVの事案が取り扱われていくこととなります。この場合には、子どもに関するケース会議が別途、持たれることになって、重要な点は、とにかく関係機関が情報を共有することであるとされています。多機関連携は非常に難しいと思うので、色々などところに行って質問をしました。日本では多機関連携が難しいのですがと聞くと、どうして難しいのですかという回答しか得られません。連携するのだったらより良い結果が出るようにみんなで協力をし合うのだという姿勢があり、問題なく連携ができているのかなと思います。

最後に、DV保護命令についてですが、今回のドメスティックアビューズ法案ではかなり強化される方向性にあります。警察が発動できる緊急保護命令やそこでの手続については、資料にも説明してありますが、警察はDV保護警告としてノーティスを出すことができます。この際には、裁判所の許可なしにその場でノーティスを出して、48時間以内に裁判所に保護命令を申請して、加害者はそこで手続的保障を受けることとなります。この警察が取り扱うDV保護警告も、その後の裁判所のDV保護命令も、民事手続だという位置付けです。これについては、法改正がなされて、あらゆる関連する裁判所が取り扱えるようになりますが、民事手続として行われます。ですので、DV保護命令におけるDV行為は犯罪行為としては取り扱われないのですが、法改正によって、保護命令違反をするとこれについては犯罪行為になるという位置付けで、逮捕及び刑罰が与えられます。DVを取り扱う警察に関連し

て、私の方でノッティンガムシャーのDVに関連するトレーニングをしている警察を訪問しました。中央政府がつくったプログラムを各郡がその地域に合わせて修正して適用するというので、かなり手厚いDVに対しての研修が各警察官に与えられていることの説明を受けました。

以上です。

○井上教授 ありがとうございます。

私が本当は最初に言わなければいけなかったのですが、ヨーロッパはイスタンブール条約というヨーロッパアンカウンスルの条約に多くの国が加盟しています。その基準は非常に包括的で厳しく、イギリスも、イスタンブール条約の審査に備え、今高田先生からお話になったような改正を実施しています。オーストリアなど既に審査を受けている国の報告書では、ヨーロッパアンカウンスルは、非常に厳しく具体的な内容に立ち上がった審査をしていることがわかります。

今日のお話は英国でしたが、同じユナイテッドキングダム（UK）の中のスコットランドでは、更にDVの定義を拡大し、感情行動まで範囲にしています。英国はDVの定義という点ではチャレンジングなことをやっている国です。今回は、英国を取り上げた理由の一つです。それを、政府が先進的な定義を先に出し、そこに向かって各セクターが制度を整備していくという順番で、改革を進めているように見受けられる点が、非常に印象的です。

駆け足で御報告いただきましたが、次、李先生、大丈夫でしょうか。アジアに目を転じていただきます。ヨーロッパやアメリカ合衆国には遅れているかもしれないけれども、アジアでは一番だろうと思っている人が結構日本人には多いのですけれども、そうではないということも含めて、李先生、よろしくお願いします。

○李客員研究員 李と申します。

今日は、台湾と韓国の部分を担当させていただきたいと思います。

パワーポイントの方なのですが、10ページから12ページですね。まず、10ページの台湾の部分から始めさせていただきたいと思います。

台湾について、家庭内暴力防止法という名前になっていて、この名前からも分かるように、日本のように夫婦だけを対象にしているのではなくて、家族構成員全員を対象にしている法律となっているというところで、日本とちょっと違うところかと思います。この法律は、1998年6月に公布と同時に施行されていて、その間、複数回の一部改正を繰り返し、2015年2月に全面改正が行われたということです。

定義については、非常にシンプルなのですが、入るものは入っているということです。つまり、家族構成員の間で行われる身体的、精神的又は経済的嫌がらせ、コントロール、脅迫、又はその他不法な侵害行為となっています。真ん中の辺りを見ていただきたいのですが、台湾の場合は家庭内暴力罪というものがあつて、このDV法の中ではどういふものがこの罪になるのかということについては明示されていないのですが、刑法の中で規定されているいわゆる暴行や傷害罪といったものをこのDV法で適用することになって

います。そういう意味では、割と広い定義になっているかと思います。

対象については、家族構成員となっていますので、家族構成員であれば誰でもその法律の適用対象になっています。具体的に見ていくと、元配偶者又は今の配偶者関係にあるという関係性、あるいは、恋人関係、これはデートDVのことを指しているのですが、この場合は満16歳でなければいけないという要件がつけられています。同居関係にある家族関係者においても、この法律が適用されています。直系の血族・姻族、四親等以内の傍系の血族・姻族という形になっています。さらに、ここに書くのを忘れましたが、御存知のように、台湾では同性婚が認められているので、同性カップル、同性婚の関係性においてもこの法律が適用されているということですね。ですので、同性カップルで、婚姻していないけれども、恋人関係であれば、この法律を使って権利保護を図ることができるということです。全体的に、この法律の場合は、非常に適用対象が広くて定義において暴力の幅も非常に広く適用されているということですね。

被害者保護については、割と官民連携する形でネットワークが構築されていて、中央のレベルにおいてそういったネットワークが形成されていて、その上で民間団体における様々な取組がなされているという構造になっています。支援の内容なのですが、安全確保はもちろん、シェルターに入所する場合、被害者の状況に応じて入所期間が短期なのか、中期なのか、長期なのか、段階に分けて被害者を保護する、支援するというプログラムがきちんとつくられています。同時に、法律支援、医療支援、住宅支援、職業訓練、面前DV被害者への治療・相談支援などといったものも法律の中に組み込まれています。これらが全てソーシャルワーカーによって主導的に支援を行っているというところが恐らく日本の状況と違うと思います。ソーシャルワーカーは、民間にはもちろん、政府機関の中にも沢山活躍されているので、ソーシャルワーカーによる支援が非常に目立ちます。

保護命令については、通常保護命令、緊急、一時という3つの保護命令がつけられています。通常の場合は13形態が含まれています。日本と少し違うところは、緊急保護命令がありまして、これは警察に権限が付与されていて、例えば、現場に駆けつけて、まず、加害者に暴行をさせないように差し押さえると思うのですが、それがうまくいかなかった場合には、警察はその場で電話1本で保護命令を出すことができるというものです。ファクスあるいはメール1本でも可能なわけですね。そういう意味では、この緊急保護命令によって事件の解決が非常にスムーズになっていく場合が多々あると言われています。

この保護命令ですが、違反した場合には刑罰が下されることがあります。これは懲役刑と罰金刑の2種類がありまして、併科することも可能です。

早期発見・早期介入ということを常に意識した取組が行われているので、例えば、24時間以内に通報義務があるわけですが、その通報義務がある者は、主に、医療従事者、ソーシャルワーカー、教育関係者、保育関係者、警察、移民業務に従事する者及びその他家庭内暴力関連業務に従事する関係者です。関係者にはその義務がありまして、その事実を知ったときから24時間以内に通報しなければ過料の対象になってしまいます。また、DVセン

ターに事件の通報が入ったときには、DVセンターでは、まず、リスクをチェックする表があるのです。その表を用いて、この事案については高リスクなのか低リスクなのかという判断をします。高リスク事案については政府主導のDVセンターが責任を持って処理していく、低リスク事案の場合は民間団体にすぐ回すという形で、被害者をできるだけ早く保護するというシステムを取っています。そういう意味では、官と民の役割が明確に分かれている部分が非常に特徴的なのかなと思います。

加害者更生プログラムについてですが、これは保護命令の一形態にもなりまして、加害者の精神状態、身体的な状態、暴行の程度といったものを総合的に判断した上で、加害者プログラムを受講するように命令します。その判断基準は鑑定によります。鑑定に回し、その鑑定結果によって発令するわけです。そういった意味では、割と慎重に行われているところがあるかと思います。加害者更生プログラムについては、主に民間団体主宰のプログラムに参加することになります。どれだけ効果があるのかということについては、定かではないのですが、加害者への処遇プログラムについては、裁判所も民間団体も比較的積極的にやっているところはあります。

活動を展開していくには、やはりお金が必要なのですね。台湾の場合は、政府の予算の他にも、専用の基金をつくりまして、例えば、寄附金や司法取引による費用やDV法による過料、罰金などといったものを全てこの基金の中に入れて、DV法に関わる事業や当事者支援に使うようにしています。こういった専用基金があることによって、非常に予算の面ではスムーズに回るようになったということは聞いています。

次は、韓国なのですが、韓国はやや複雑になっていまして、2つの法律があります。1つは、家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する法律、いわゆる「保護法」というものがありまして、これは主に行政・福祉的なアプローチからつくられた法律になります。つまり、国と地方自治体の責務は何なのかということが主な内容になっています。もう一つは、家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法というものがあるのですが、通常「処罰法」と言われています。これは主に法務省の所管になりまして、加害者への刑事制裁をどうするかということについて規定されています。規定内容は、主に家庭内暴力と家庭内暴力犯罪の定義は何か、犯罪としての家庭内暴力について介入するときには、警察、検察、裁判所はどのような手続で対応すれば良いのかというものになります。さらに、加害者への刑事制裁ですね。こういった刑事罰といった視点からこの法律がつけられています。このように保護法と処罰法という2本立ての法律体制になっています。

DV対策の主な内容になるわけですが、まず、DVの定義ですね。先ほどの法律名からも分かるように、家庭内暴力という言葉を使っているので、家族構成員が対象になっていることが分かります。定義については、直接的にDV法の中に定義されているものは、身体的、精神的又は財産上の被害を伴う行為といったものとなっています。間接的にも定義されていて、これは台湾と似ているところですが、家庭内暴力犯罪というものがありまして、既存の刑法や性暴力特別法の犯罪条項を用いてDVを定義しています。つまり、傷害、暴行、

遺棄、虐待、逮捕、監禁、脅迫、強姦、わいせつ、名誉毀損、住居侵入、権利行使の妨害、詐欺、恐喝、財物損壊など、これらの全てを家庭内暴力犯罪にすることが可能です。定義としては、非常に幅広いところが特徴的かと思います。

被害者支援についてですが、こちらにも官民多機関連携型になっていまして、最近は一ストップセンターもつくられていて、その一ストップセンターで包括的に被害者支援をしているということがあります。その内容については、台湾とそんなに変わらないのですが、安全確保においては、保護施設への入所が典型的ですが、短期・長期とに分かれていて、外国人と障害者については別途の専用施設が作られ、運営されています。住宅支援においては、被害者に対しては、例えば、国が提供している賃貸住宅については被害者に優先的に提供するという支援をされていたり、幅広く被害者の住宅について考えています。また、福祉関連支援や医療支援の体制もきちんと整っています。ほかに、法律支援、職業訓練及び面談DV被害者支援がありまして、これらの支援において発生する費用については、一定額は国が負担することになってはいるのですが、その一定額を超えた部分については加害者に請求することになっています。さらに、雇用主による不利益処分の禁止という規定がありまして、つまり、雇用主は被害者がDVに遭っているという状況の中で解雇することはできないとなっています。もしそれに違反したら、雇用主に対して罰金刑や懲役刑といった刑罰が下されます。

家庭内暴力犯罪の処分手続は、どちらかというところ、日本でいう家庭裁判所の少年保護事件と似たような処分になると思います。韓国の家庭内暴力犯罪の処分手続は、少年保護事件をモデルにしてつくられたものであって、まず、被害者を保護する、保護した時点で臨時措置を取るわけですが、その臨時措置は緊急臨時措置も含まれ、加害者に対して刑事罰、刑罰的な処分を与えるものとなります。加害者処罰については、一般刑事事件として刑事裁判へ移送されるものと、家庭保護事件として家庭裁判所に移送されるものとで分かれています。いずれも検事の裁量が非常に大きくて、検事が、加害者の暴力の程度、精神状態といったことをチェックした上で、刑事裁判で行くか家庭裁判所に回すかを決めます。刑事裁判で行く場合、懲役刑が待つわけですが、家庭裁判所に回す場合、家庭保護事件になるので、いわゆる保護処分になってしまいます。ですので、処罰が非常に軽いということになります。韓国の場合、家庭保護事件として家庭裁判所に移送するケースが圧倒的に多いというのが現状であると言われます。これについては、加害者への厳罰化を求める声が非常に強くて、最近、法改正が行われて少し厳しくなっているところもあります。また、刑事裁判にするか家庭裁判所に移るかということについては、同時に、被害者の意思を尊重する部分もあります。つまり、自分の夫に刑務所に行ってほしくないと思う被害者が多くて、結局、家庭裁判所に回されることが多いとされています。

加害者へのアプローチなのですが、保護処分として社会奉仕及び矯正・治療プログラムを受講するような命令があります。相談所での相談プログラムにも参加することができます。これは、いつでも家庭裁判所で行われる保護処分の一つになります。

御存知のように、韓国は儒教的な考え方が非常に強くて、家族共同体意識が非常に強いわけですね。ですので、警察、検察及び裁判官は、個人の権利より家庭の平和をより重視するという形で事件を処理してしまう傾向が非常に強いです。そうすると、被害者を一生懸命救済するよりは、この家庭をどう守るのかということに重きを置いてしまう傾向があります。この点、重要な課題の一つとして残っていると思います。さらに、最近、韓国でも結婚や雇用などを通じて、外国人の比率が毎年増えており、ある意味では多文化社会を形成しています。外国人の権利保護をどうするかということも一つの社会問題として取り上げられるようになっていきますし、保護施設において外国人専用の保護施設があるところもそういった社会背景を物語っています。ですので、多文化社会におけるDV対応をどうするかということも重要な課題の一つとなっています。

韓国の部分は、以上です。

○井上教授 ありがとうございます。

台湾と韓国、アジアの中でこの二つを選んだのは、この二つの国が、日本が制度として学ぶべき国だからです。アジアの場合は、最後の李先生の話にもあったように、社会規範の構造、家族規範の構造が比較的似ている国ということも重要な点です。

台湾には、現任者の民間グループの方たちと一緒にいたり、研究者としていたりしていますけれども、最初に行ったときに、言われて本当に目からうろここというか、驚いたことが二つありました。一つは、台北市のDVセンターに行ったときに、リスクの高い、あるいは、困難なケースは公のセンターが担当し、比較的リスクが低くてしかも自立支援も含めて長期的なサポートをするケースについては民間が担当すると言われたことです。日本の私たちは本当に口をあぐり状態でした。日本と全く逆でした。

もう一つは、ソーシャルワークの重要性が何回も私たちの話に出てきていると思うのですが、台湾ではソーシャルワークを勉強する学部が増えてきていまして、そこの学生たちの憧れの職場が民間のDV支援団体だということを知りました。その時は、もう涙が出てしまいました。大きな民間団体の周年行事の写真の中に写っている100人以上の支援者・現任者たちの年齢が、ものすごく若いことも、素直な驚きでした。年齢差別をするつもりはありませんが、あまりの違いに驚きました。この二つの点は忘れられないですね。

なぜこんなに台湾の民間団体が活躍して公的セクターとうまくタッグを取っているかと言えば、軍政下からの移行期に、それまで民間運動や国民運動などが展開できなかったことを踏まえて、一定の厚さの基金をもって、民間団体の活動を支援したという事情があります。単純な比較はできませんが、財政的支援の点も含めて、参考にすべき点は多々あると思います。特に、DVという暴力をどこが責任を持って対応するのかということは、台湾を見るととてもよく見えてくるなというのが私の感想であります。

最後に、ニューヨーク州の話をしただけして、その後、全体として私たちのグループからということでお話しさせていただきます。

全体のレジュメはスライドの13枚目からです。

アメリカ合衆国は、言うまでもなく連邦国家でありますので、各州ごとに制度が異なります。最初に申し上げたように、アメリカ合衆国だって最初からそんなに素晴らしかったわけではないということも含めて、ちょっとだけ振り返っておきます。

アメリカ合衆国の連邦レベルの整備は1970年代後半から個別の問題提起から始まって、ここがアメリカ合衆国らしいなと思うのですが、警察官に対する集団訴訟、クラスアクションが提起されたり、あるいは、コネティカットなどのものが有名ですが損害賠償訴訟が起こされました。その後、シェルターがつくられ、個別対応が始まってくる。その辺りは似ているのですが、日本と大きく違うのは、この段階で被害調査を非常に精力的に実施している点です。アメリカ合衆国は政策調査の非常に分厚い蓄積がありますので、どういう政策がDVという犯罪を抑止し社会的コストを減ずるために有用なのかということ結論付けるためのエビデンスを取るための調査を実施しています。これはフランスなども同様です。まず、政策に結びつけるための調査をしています。アメリカ合衆国は割と早い時期に加害者の逮捕が効果的という調査が出ました。もちろん、その他の調査もあるので、これが全てとは思いませんが、アメリカ合衆国の連邦全体の方向性を決めるのに大きな力があつたと考えています。

そのような中で、連邦に先じて、マサチューセッツ州、イリノイ州、カリフォルニア州など、いわゆる先進州が暴力に関する法律を整備していきます。1990年代に入りまして、アメリカ合衆国も法や制度の整備の段階に入り、1994年に女性に対する暴力法（Violence Against Women Act）ができます。

次に、2000年代になって、ソーシャルワーカーによる多機関連携モデルをとるファミリージャスティスセンターが、現れ、そして定着をしていきます。松村先生のお話にもありましたが、これはある種のビジネスモデルであり、設置主体がどこであろうとも、ソーシャルワーク機能を中心に、多機関連携方式によるDV対応を採用しています。そして、全国組織、現在では国際組織であるアライアンスがモデルの普及やフォローアップなど協力しながら進めています。非常に面白いやり方をしていると思います。現在、ヨーロッパでも始まっているところでもあります。このソーシャルワーカーが多機関連携の中核として、センターを実施運営するというモデルの普及は、アメリカ合衆国でのDV施策の非常に大きなトピックでした。

私は初めてアメリカ合衆国にDV施策の調査をしたのは、1999年の終わりでした。地域でのアウトリーチ活動や、病院でのプログラムなどでインタビューをしましたが、ソーシャルワーカーたちから、医師や弁護士と伍して自分たちが制度を提案したりケースをマネージることができなくて苦しんでいるという話を何度も聞きました。その頃は、まだソーシャルワーカーたちはDV施策の中核にはいなかったのです。それから10年経って、アメリカ合衆国は物すごく大きく変わりました。大きな転換点があつたのだなと思います。

それと併せて、レジユメのCoordinated Community Responseも連邦の用語ですけれども、もちろん、コミュニティーに対して、それまでも裁判所や行政がアウトリーチをしてきま

した。しかし、単なるアウトリーチではなくて、コミュニティー自身が対応するのだという連邦のモデルにより、施策をリードしてきました。アメリカ合衆国の場合は連邦予算をつけるかどうかというところでかなりコントロールをしていますので、先ほどの法律も含めて、このCCRモデルや子供の虐待などと組み合わせたようなプログラムに連邦が積極的にお金をつけていくという時期が、2000年以降、続きました。もう一つ、今回、ニューヨーク州を取り上げたのは、DVコートを紹介したいと考えたからです。Court、裁判所関係では、Problem Solving Court、問題解決型法廷という、全米的なというか、アメリカ合衆国だけではなく、世界的に広がっているムーブメントの中で、DVコートがもう一度形を変えて展開しています。

また、アメリカ合衆国では、1994年の女性に対する暴力法が初めての女性に対する暴力の連邦法だったわけですが、連邦をとるアメリカ合衆国の立法形式として、モデル法案を作って、それを州に選ばせるというやり方をとっています。これは、基本的には重の間の調整や州をまたぐイシュー、例えば州を超える保護命令の効力の問題とか、州を越えて逃げた場合はどうするかといったことなどを中心にこの法律は決めているわけですが、あわせて各州の暴力防止のための法律の整備を、いくつかのモデル法案を提示しつつ、求めています。アメリカ合衆国にとっては別に珍しいことではないと思いますが、後ほど申し上げる計画行政の手法をとる日本のDV防止法にとっては、参考にすべき点があります。

そして、この間アメリカ合衆国ではDVは犯罪であるのだから連邦政府が積極的に取り組むべき事柄であるということが打ち出されてきましたし、保護命令について、あるいは、移民国籍の問題なども含めて、包括的な形で法律が作られ、展開されてきました。2013年には、レジュメに書いてあるような様々な差別の対象になるような人たちも含めた法制度の整備を進めています。ただ、先ほど申したように、連邦ですから、介入は間接的だということ。間接的だと大体どの論文にも書いてあるのですけれども、間接と言っても、予算の問題も含めて、日本と比較するなら、かなり効果的だったのではないかという、印象を持っております。

比較法・制度比較をするときには、基になっている法制度が異なるので単純な比較は難しいということは重々承知の上ですが、アメリカ合衆国の場合は、最初の先ほど申し上げた調査などを基に、比較的刑事処罰を中心にしたDV施策をつくろうという意図が、連邦には少なくともありました。ただ、州レベルではなかなかそれがうまくいかなかった州もありますが、全体としては、レジュメに書いたように、警察や検察、ただし、検察と州政府の関係は日本と異なるのですが、いわゆる司法機関を軸とした施策をまずは立て、それを真ん中、中央に置きながら、様々な民事的な保護命令、コミュニティーの対応を描いていくという形が取られてきました。

次に、ニューヨーク州の説明に入ります。

ニューヨーク州では、比較的早い時期に保護命令制度ができ、刑事手続を中心としたDV施策が展開された州です。起訴便宜主義ではなく、義務的対応も取られました。ただ、軽

罪の方ですが、強制的起訴の制度も取られています。DVによる被害と社会的コストの調査も継続的に実施されています。日本でいうと、官房方式と言えば良いのでしょうか、タスクフォース型で施策を展開しています。死亡事案についての調査も実施しています。そのような公的な対応を前提として、先ほど申し上げたファミリージャスティスセンターが整備され、コミュニティーの側も、DVを撲滅しようという運動を展開してきました。

DVコートのお話を最後に少しだけします。DVコートは、最初期には、アメリカ合衆国でもヨーロッパでも、DVケースの構造や特徴を周知した判事を配置し、審査するという形で始める例が多かったのですけれども、その後、ニューヨーク州では先ほど申しましたCommunity Court (County Court)、日本でいえば地裁・簡裁や家裁に当たりますけれども、そこにおける問題解決型裁判所の実践が始まる中で、DVケースを専門に扱う法廷を設置するようになりました。問題解決型裁判所では、福祉と協働を前提として法執行されています。ちなみに、日系の女性が非常に高いポストにおり、御活躍です。お話を伺ったところ、日本にもいらっしゃるかもしれないことでしたので、またどこかで皆様に御紹介したいと思っています。

先ほど申し上げたように、DVコートは問題解決型裁判所としての展開の中で、新しい段階に入ってきていると思います。しかし一方で、レジュメに書きましたように、従来の応報的司法から治療的司法へという大きな流れを前提としています。日本でも、刑事訴訟手続の中で、主として薬物事案を前提として、起訴猶予など治療的司法に由来する制度が始まっています。両者の違いを踏まえた上ではありますが、DV加害者に関しても、ダイバージョンなどの芽があるかもしれません。ニューヨーク州では、いわゆる伝統的なDVコートのパターン、専任の裁判官が社会サービスの調整や調和の取れたサービスの提供をするというDVコートとインテグレートドDVコートの二種類のコートが運用されています。これは一家族一裁判所モデルという形で、刑事と民事も一緒にやるという形で実践をしています。

問題解決型裁判所では福祉サービスとの協働が前提になりますが、ニューヨーク市では「NPO Center of Court Innovation」が担っています。この団体、NPOなのですが、恥ずかしながら、私は最初にこの団体のWeb Siteを見た時には、NPOだと思わず、役所の一部門だと誤解しました。そのぐらい非常に強力に幅広い施策を展開しています。ここで書いてあるような被害者への対応から様々なサービスもやっていますし、複層・重層している様々な要因、移民で、DVがあつて、貧困でという事例についても、彼らのプログラムは、縦割りではないということも含めて、すごく効果的に実施されています。

最後に、被害者支援のサービスに関しては、ファミリージャスティスセンターが、2014年、2015年ぐらいいかけてニューヨーク州では大体整備されています。これは、いわゆる被害者向けのワンストップセンターであります。ここには多機関の人たちが集まり、先ほど申し上げたように、ソーシャルワークという観点からセンターを構成し、サービスを提供し、セーフティープランなども作っているというところでもあります。

そういうことで、ニューヨーク州についてはこのぐらいにして、時間が過ぎて大変申し訳ないのですけれども、最後、「8, まとめにかえて」の部分について、幾つか私からお話しさせていただきます。資料5です。全体を飛ばしつつ、お話しします。

まず、最初に申し上げたように、DV施策の全体像の構築という観点から、ぜひ皆様には頑張ってくださいと思っています。そのときのポイントは、やはりDVは暴力だというすごく単純な事実ではないでしょうか。しかもそれがジェンダー暴力であり、構造的暴力なのだという出発点は重要です。この点を制度設計のときに再確認すべきと思います。DV被害者支援に責任を持つのは誰なのか、法律に公的な機関が責任を持つと書いてありますけれども、それが末端の細かい施策の中でも生かされてくるような制度づくりを目指していただきたいと思っています。

先ほどニュージーランドのところで出てきましたが、公衆衛生アプローチが日本でほとんどとられていないため、DVという施策を展開しないことによってどれくらいのコストが失われているのかに関する調査が、ほとんど実施されていません。また、ジェンダー統計の未整備などの理由で、困難が予想されます。少し迂遠かもしれませんが、公衆衛生アプローチは政策決定には大変重要ですので、とても細かくて地味な点ですが重要です。よろしくお願ひします。

次のページに行きまして、刑事分野です。この辺りは既に色々なところで申し上げているところですので、省略しつつお話しします。日本では刑事分野の対応はとても遅れています。刑事処罰や加害者へのアプローチが遅れているということは、加害者の社会的評価に直結し、コミュニティーやその他のところでの被害者支援にマイナスの影響をもたらします。ここはぜひ今回の再検討の中でも重要なポイントとして取り組んでいただきたいと思っています。

レジュメには書きましたように、刑事法分野についても、DVケースは行為の反復性、最初は軽微であることなど、非常に特殊でありますので、これまでの刑法ではなかなか対応できません。諸外国でも、この近代刑法とDVケースとの齟齬については、苦勞して改正などをしてきました。そのことも含めてぜひ具体的に展開をしていただきたいと思っています。

次に、民事分野は、現行保護命令の実効性のなさ、使い勝手の悪さは、民間グループの方たちを含めて、既に縷々出てきているところだと思います。要件と効果のバランスを取りながら、もう少しメニューを豊富にしていくことが重要だと思っています。これが、最初に申し上げた非典型ケースに対応する一つの重要なポイントになると思っています。特に私は公的機関による緊急命令を是非検討していただきたいと思っています。諸外国では、例えば、離婚するときに保護命令をセットにして離婚条件を決めるなど、様々な場面で保護命令が使われています。公的な機関の緊急命令を構築していけば色々な形で使えます。緊急時に8時間だけの命令など。危険度の高い時期を想定した命令など含めて、メニューを豊富化していくことがポイントだと思います。

また、これは法改正をしなくても可能なことですが、審尋なしの緊急保護命令を実装化することも、重要です。そのためには、ガイドラインが必要ですね。これは明日にでも実施していただきたいと思います。保護命令の他にも、民事法分野では住宅支援が重要です。1990年代の民法・家族法改正のときには、居住用財産の移動制限について、世界中の国の立法例についても検討され、具体的な検討項目とされましたが、結局改正はされませんでした。しかし、あのときにはDVケースは念頭に置かれていませんでした。ですから、今一度DVケースを想定した上で、検討をお願いしたいと考えます。

家族法に関してはこれはあまり詳しいことはお話できませんが、DVとは生活の場面ですので、色々なところにステークホルダーがいて問題があるわけですが、そういうことまで全部見た形で、特に離婚手続の中でDVケースをどのように扱っていくか、要は、離婚を含めて家族内紛争解決手続とDVケースの対応を連動させることが重要だと思っています。

これから申し上げることは、こちらの調査会の検討事項にも入っておりませんでしたし、ヒアリング項目にも含まれていませんが、私自身がぜひ声を大にして申し上げたいと思っている点です。

行政法的な対応の問題であります。DV防止法は計画行政という手法を採用しています。結論を申し上げますと、この手法を一足飛びにやめてしまうのには、やはり結構難しいことかもしれませんが、一定の見直しをすべきと考えています。DVという、命に関わる現場を抱える施策に関して、計画行政という手法はやはり無茶なのではないかというのが私の現在の意見です。

御存知のように、1980年代、1990年代から計画行政という手法がもてはやされ、日本でも、神戸の震災の頃、まちづくり等を中心に分権化や地方再生の動きと連動する形で、一定の成果をあげてきました。しかし、DV施策に関しては、結果として計画行政本来のメリットが発揮されることはなく、DV施策が新たな制度の構築を前提としていないこととも相まって、ローカル・ルールが温存され、自治体間格差を生み出しています。もし、計画行政の枠組みをそのままにするのであれば、シビルミニマムの形で、国の計画の中に必要な項目をきちんと盛り込むなどの工夫をしたり、あるいは、計画行政でも使えるいわゆる技術的指導という手法がありますが、これを活用する必要があります。さらに、例えば、本当に細かいことですが、今、地方自治体等でも男女共同参画の条例や計画の中に、DV防止計画を組み込む自治体が増えていきますので、ジェンダーの視点からDV防止計画を見直す仕組みを作ったり、あるいは、自治体の計画を相互に比較できるようにした上で、比較したり、足りないところについては技術的指導を積極的にする必要があります。同様のことですが、苦情処理の制度の活用も、手段の一つです。もちろん行政行為に関しては、行政不服審査がありますので、利用者が不服申立てをする制度はあります。ただ、例えば、DVセンターに行きました、本来だったら保護されるべき要件を備えているにも関わらず様々な理由で受け入れてもらえなかった場合、本来要件を備えていながら、自治体

のローカル・ルールなどで、入所が認められなかったような場合でも、DV被害者は入所を諦め、自宅などに戻った段階で、緊急性がないという理由で、不服審査の対象から外されてしまいます。DVの特性にあった形で、被害者やサービスの受け手が声を上げることのできる仕組みとして、苦情申立の制度を活用していただきたいと思います。

本当に、最後に、先ほど台湾のことで申し上げたように、制度を作るだけでなく、それをどうやって動かしていくかということも含めて、皆様方の議論の俎上に載せていただきたいとは思っています。DV支援の専門性を具備している民間のグループの支援者たちは高齢化し、後継者不足から来る危機感に苛まれています。人材養成の点も含めて、制度を検討・構築していただきたいと思います。

すみません。長くなりました。以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

大量の情報があって頭が飽和していますけれども、本日は4時半までの予定ですので、この後、数十分ぐらいは質疑応答と意見交換をしていただけたと思います。

最初に、今伺った様々な各国の制度比較なのですけれども、そちらに御質問という形で何かありましたら、どうぞ。

納米委員、井田委員、原委員、山田委員の順番で参ります。

○納米委員 納米です。

御講義をありがとうございました。

質問は、今日説明してくださった国の中で、ニュージーランド、韓国、台湾は、つまり、家族間の暴力という枠組みでの法律ということですね。カナダとイギリスとアメリカ合衆国は親密な関係にある間での暴力という問題の立て方だということによろしいわけですね。そうしますと、ニュージーランド、韓国、台湾では、日本にあるような児童虐待防止法といった法律はないのかということですね。それが1点です。

2点目は、高田先生への質問です。イギリスのMARAC、MAPPAは、どれぐらいの行政単位ごとに開かれているのでしょうか。また、頻度はどれぐらい開かれているのでしょうか。日本の要保護児童対策地域協議会は年間にかなり多数のケース検討会議が行われていますが、その点はどうかということをお聞かせください。

○小西会長 井田先生、お願いします。

○井田委員 ありがとうございます。大変勉強になりました。多くの情報を提供していただきましたので消化するのに少し時間が掛かるかと思えます。

1点お聞きしたいのですが、御紹介くださった各国では、それぞれ、民間団体が大変盛んに活動していることはよく分かったのですが、それぞれの団体の財政基盤はどうなっているのかということをご聞きしたいと思えます。

これはあくまで想像ですが、一つは寄附税制の問題があるとは思うのですね。私も詳しくはないのですが、アメリカ合衆国の寄附税制は、沢山の寄附をする人に有利になっていて、そこから私立大学などが寄附を集めてあれだけ裕福になっているという話を聞

いています。公益に資する活動を行う民間の団体に対する寄附についてどれだけ税制上の優遇措置があるかによって、そういう民間の団体の財政基盤も確固たるものになる可能性はあるということです。

もう一つは、国からかなりの補助金が出ているのではないかとということです。私がたまたま知っているドイツだと、有名な被害者支援組織であるヴァイサーリング、白い環という団体がありますけれども、あの団体はもちろん寄附もかなりの額を得ています。会員が沢山いて、定期的に会員がお金を払って支えています。同時に、国からも相当のお金が入っています。ドイツでは、刑事手続の過程で、検察官が起訴するかどうかの判断を行うときに、日本と違って、一定の条件を賦課して起訴しないという制度があります。要するに、起訴猶予の条件として、例えば、一定の公益団体への金銭の支払を義務付けるのです。日本でこれをやろうとすると、罪が犯されたかどうかを確認されていないのに義務を与えるのはおかしいという大反対が起こるのですが、ドイツにはそういう制度があり、そのときに被害者支援組織への金銭の支払を条件に手続を打ち切るといことがしばしば行われます。それにより被害者支援組織の財政基盤が確保されるというような仕組みがあるわけです。

財政基盤という即物的な面もおそらく各国それぞれ色々努力しているのだらうと思うので、もし御知見があればぜひお聞かせいただきたいと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

原委員、どうぞ。

○原委員 貴重な御意見、発表をありがとうございました。

井上先生は最後の方で多分時間がなくて言えなかったのだらうと思いますけれども、スライドの18枚目に当たるジェンダーメインストリームの重要性の最後ですね。「DVが一部の担当、一部の施策として、捉えられているのでは」ということで、私は昨年度までDV分野の仕事をやっていて、今、生活自立支援センターの仕事をしていて感じますのは、生活自立支援センターでDVの視点が全くなくて、相互が連携をしていないというのを目の当たりにしている状況なのですね。ということは、入口の支援から出口の支援、もしくは、中長期の支援は一元的に行われていないのだらうということが、透けて見えるのですね。今までの御発表からすると、そういう連携の柔軟さが各国にそれぞれ出来上がっている背景が、一般の方々の理解も含めて、その国その国に存在しているものなのかとか、もしくは、女性議員の多さにも影響があるのかということが気になり、聞いてみたいと思いました。

手短に、ソーシャルワーカーの活躍が今後日本にも求められると思うのですけれども、如何せん給与面や待遇面でまだ若い人たちがそれを職として求める現状に日本はないのではないか、それを日本でこれからどうするのかということをもう少し示唆いただければありがたいです。

○小西会長 ありがとうございました。

山田委員、先にどうぞ。それから、中村先生に参ります。

○山田委員 大変勉強になりました。ありがとうございました。

3つ質問しようと思っていたのですが、最初は原委員の質問とほとんど一緒に、少子化問題もそうなのですが、私は損得勘定でつい考えてしまいますので、お金の面について質問させていただきます。原委員もおっしゃいましたが、諸外国の専門家の給与水準はどれぐらいなのか。台湾の御発表で学部学生に民間の支援センターが人気だというのは、とても日本の現状だと信じられない。私も大学生を沢山抱えておりますので、民間のNPOにしたらとはとても言えない状況にあります。実は、ある民間NPOに超一流大学を卒業した学生が就職したら、あまりの給与の低さ、それだけではなくて、将来の見通しのなさ、20年後、30年後にどうなるか分からないという状況で辞めて、民間企業に転職したという例もありますので、ぜひ諸外国のソーシャルワーカーとか、イギリスだったらDVアドバイザーが、給与水準だけではなくて、どうやって昇進なりをしていくのか、聞いていないかもしれませんが、ぜひお教えいただきたい。

2番目は、被害者の方で、日本では被害者になってしまうと、保護は受けられるけれども、仕事を失ったりしなければいけなかったりして、つまり、経済的に大損を被ってしまうからなかなか表にしないというケースがあるのではないかと考えているのですけれども、例えば、ニュージーランドで有給10日間とか、韓国で加害者に費用を請求するとか、そういう仕組みでもし日本に何か示唆できるような仕組みがあれば、どなたでもお教えいただきたいということが2番目です。

3番目で、今度は逆に加害者が何も損をしないケースが日本では多いのかもしれないというのが一つあって、それについて、どなたでも構わないのですけれども、どれぐらいのお金が課されたり、どれぐらい損をするのかというのをもし示唆するところがあれば教えていただければ幸いです。

ありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございます。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます。中村です。勉強になりました。

最初の支援の多様性で、「在宅DV」という形で表現されたのが面白いと思うのですが、非典型ケースと書いてありますけれども、日本だと在宅DVの方が典型的な感じがするので、現状の違いを感じました。

質問は、飛ばされたところで、松村先生でしたか、ニュージーランドの加害者プログラムモデルを幾つか書いてあって、私も勉強しているところなのですが、加害者プログラムモデルで幾つか教育モデルが書かれています。この加害者プログラムモデルの研究という点からすると、これは李先生にですけれども、韓国や台湾はどういうモデルで加害者対策をされているのだろうかということがもし分かれば、お聞きしたいと思っています。

井上先生が最後に述べられて、飛ばされたのですけれども、一家族一裁判所モデルには私もとても関心があるのですが、ここには、質問もありましたけれども、虐待というテー

マも入ってきて一家族という形で問題を処理することになっているのでしょうかというのが質問です。その下のファミリージャスティスセンターは、もしそうだとすると、DVや虐待も含めてマネジメントをしているのでしょうかというのが質問です。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

お2人、まだ手が挙がっていますね。

種部先生、先をお願いします。

○種部委員 時間がないので、手短かに質問です。回答は、時間が間に合わなかったら後で議事録で確認させていただきたいと思います。

まず、私も先ほどあった財源のことをお聞きしたいです。非常に支援員の給料が日本は安いので、その財源を特に民間の経営基盤を誰が担っているのかを教えてくださいと思っています。

もう一つは、台湾で医師に通報義務があって違反した場合に過料というものがある、その費用が財源として基金になっているというものがあったのですが、そうなりますと、これは相当教育しないとイケないということになるかと思います。医学教育の中に日本は女性に対する暴力に関するものが全く入っていません。性暴力もそうです。これを入れたプロセスがもし分かれば、日本も医学部の教授は男性ばかりなのですけれども、気づきもしないのか、一切そういう話が出てきません。ですから、教育の中にどうやって介入していったのかがもし分かれば教えてください。

もう一点、最後、韓国のお話をお聞きしたときに、日本と割と近い感じなのが、DV事案の一部のものは刑法マターだったと思うのですね。一部は刑事罰として扱っているという話だったと思います。強姦、強制わいせつについては、DVには当然あるものだと思うのですけれども、韓国の性暴力のワンストップは非常に優れておりまして、拠点になっている病院が沢山あったりとか、性虐待については、ひまわりセンターでしたか、すごく十分な措置をされていて、ワンストップ支援をされているというのはそれと同じものなのか、または、全然違うところで連携を取っているのか。お互いにかぶっている部分がすごく多いわけですね。そしたら、それはそれぞれ別々にやっているのは非常にもったいない話であるかなと思ったので、関係性を聞かせていただければと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

可児先生、どうぞ。

○可児委員 私からは、保護命令に関する事で質問が何点かあります。

御承知のとおり、日本の場合、保護命令の対象として、身体的暴力あるいは生命・身体に対する脅迫がなければ保護命令の申立て自体がそもそもできないという構成になっていますが、今日御報告いただいた各国については、身体的な暴力に限るわけではなく、非身体的な暴力、非身体的なDVについても保護命令の対象にしているという理解でよろしいで

しょうかというのが1つ目の質問です。

もう一点、日本の場合だと、暴力の対象は身体に対するものに限定されていることだけではなくて、さらに身体に対する暴力によりその生命または身体に重大な危害が及ぶおそれ大きいという形で、更なる要件まで付加されています。今日御報告いただいた諸外国において、その対象となる暴力があれば割と簡単に保護命令が出るような体制になっているのか、あるいは、日本のように何か付加的な要件が課されているのか、その辺りのことについて教えていただきたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

そうしたら、これからお答えいただきますけれども、もし時間が足りなくなった場合には、後で文書で引き続き御回答いただくということで、取りあえずできるところからやっていきたいと思います。

何人か同じ趣旨の御質問があったものはなるべく一緒に答えていただきたいと思いますが、最初は、納米先生からいただいた、ファミリーバイオレンスという規定の仕方をしたときに、例えば、児童虐待はどう扱われているのか。これは他の方にも幾つかあったと思いますけれども、他の家族内の暴力についてどんな形で制度化されているかとありましたが、それをお願いできますでしょうか。

○井上教授 台湾の話が良いのではないかと思いますのですが、李さん、どうですか。台湾は統一法典でファミリーバイオレンスを扱うということだと思いますが。

○李客員研究員 最後の質問について、断続的に聞こえてしまうので、あまり通じなかったのですけれども、もう一回お願いできますか。申し訳ありません。

○小西会長 納米先生に言っていた方が良いですかね。

○納米委員 台湾では、家族間暴力という枠組みで法律が作られているというお話だったと思いますが、そうしますと、日本のように児童虐待防止法という別法があるということではなくて、家族間暴力の中で、DVも、児童虐待も、その他、例えば、きょうだい間の暴力とか、そういうことも扱われているという理解でよろしいですか。

○李客員研究員 分かりました。ありがとうございます。

児童虐待については、虐待法というものはないのですけれども、実は、別に少年児童福祉法というものがあっていて、そこではきちんと子供の権利について規定されています。福祉法以外にも、少年に関連するものや児童に関連するタイトルになっている法律が複数あります。ですから、DV法だけではなくて、他にも法律が沢山あるということです。

○小西会長 すみません。ちょっと足して聞きたいのですけれども、今の御質問は、例えば、一時保護とか、通報義務とか、そういうことに関しても子供のことがこちらで扱えているのかという御質問かと私は理解したのですが、それはいかがですか。

○納米委員 そうです。

○李客員研究員 子供に関しては、親と一緒に保護命令の下に保護をされるわけですが、

その場合はDV法を根拠としています。面前DVという条項がありますので、それを根拠に保護命令を出します。

○小西会長 DVがある場合だけではなくて、例えば、児童虐待もファミリーバイオレンスの一つだから、それも同じように共通して扱えるのかという質問かと。

○李客員研究員 状況によっては、同じように扱えると思います。

○小西会長 単独でもそうということですね。

○李客員研究員 そうですね。事件の性質を見極めて、児童保護に関する特別法を優先して適用すると思いますが、虐待も家庭内暴力の一形態とされていますので、使えなくはないです。家族の中で起きている事件であれば、家庭内暴力関連処罰法によって規制されるのも可能ではないかと思います。

○小西会長 ここについては、取りあえずこれでよろしいでしょうか。

もう一つ、複数の方からいただいていたお話ですが、井田先生からいただいたもので、財政基盤のことについてお願いいたします。

○高田准教授 イギリスの例を取り上げたいと思います。

イギリスの場合には、チャリティー法という法律があって、いわゆるチャリティー法に基づくチャリティー団体の場合には様々な税制の優遇があって、その活動の性質に基づいて一定の年間ベースの公的な助成を受けています。

今回、イギリスの公的機関では、DVをドメスティックアブ्यूズと呼びますが、DVに関しては特別な予算が組まれていて、実際には、民間企業が、ホットラインやカウンセリング事業、就労支援など、様々な支援を被害者に提供しています。様々な支援の提供は、ほぼ恐らく民間団体が担っていると言えると思います。民間団体の話では、全部無料で提供されているのですが、その予算としては、公的な国からの補助とチャリティーによるということです。

ただ、ウーマンズ・エイドという最大のチャリティーがあるのですが、そこを訪問したときもずっと担当者はお金の話をしていました。とにかくお金を取り続けないといけないと。国がずっと予算をくれるかどうか分からないので、議員にも頻繁に会いに回っているのと、イベントをしてチャリティーを集めるということで、ずっとお金には困っているという話でした。そうなのですが、半分以上は公的なお金で賄われていると聞いています。

○小西会長 次に行きたいと思います。

原委員からございました連携の問題ですよね。連携の柔軟さの出来上がる背景が何なのかというまとめでよろしいでしょうかね。それが一つと、複数の人が聞いておられました、ソーシャルワーカーの給与や待遇、この人たちがどうやって長年やっていくのかという問題について、2つ、お答えいただければと思います。

○井上教授 多機関連携が可能になった理由についても、本当に私たちも色々なところで質問するのですが、なかなかこれという答えは、得られません。最初に高田先生の

お話にもありましたけれども、逆に、どうしてできないのかと聞かれることが多いです。比較法というか、制度を比較するときには必ずそこにぶつかるのですけれども、彼らにとっては当たり前のことを彼らは記述しませんので、なかなか分からないのですね。

ただ、これは個人の感想ですけれども、うまくいっているように見えても、やはり最初は非常に個別のきっかけがあった例が多いのではないのでしょうか。例えば、すごくパワフルな人がいたとか、あるいは、アメリカ合衆国の検察系であれば、そのときの知事やそのときの市長がすごくそれに力を入れていて風穴が空いたからとか、そういう説明をされることが多いです。ですから、外国、アメリカ合衆国、イギリス、フランスだからうまくいくというものではなく、やはり少しずつ色々な苦勞をしながら、個別のケースを制度へつなげていくことが、繰り返されているのだと思います。

日本とはもしかしたら違うのかなと思うのは、例えば、多機関連携でうまくいったケースの共有や評価のためのシステムが、日本より充実しています。イギリスなどだと、パイロット事業の後、必ず評価をして、それによって広く意見を問う機会が必ずありますし、そういう形で進めているのが印象的だと思います。他の国でどうですか。何か気がついたことがあれば。

○李客員研究員 台湾と韓国について言えることなのですが、連携が柔軟になっているところは、女性運動が非常に活発であることが一つ原因にあるかと思うのです。台湾もそうなのですが、韓国も女性運動が活発に行われていて、ジェンダーイシューについては、社会問題として盛り上げていくという面では、運動の力が非常に大きいです。そういうことをみんなで問題意識を共有することによって解決策を探る、要するに、政府をどう動かすことができるのかということに非常に力を入れています。

また、台湾の場合は、ソーシャルワーカーが非常に活発に支援活動を行っていて、一つの不可欠な存在となっているのですね。主に、井上先生もおっしゃっていたと思うのですが、若い人が中心になっていて、このような仕事にすごくやりがいを感じながらやっているというのがよく分かります。

収入としては、職業としてソーシャルワーカーが既に成り立っているわけですので、最低でも平均収入のレベルまでは達しています。あとは、民間団体の状況によるのですが、平均よりちょっと多くなったりすることがあるかと思います。政府機関の中にいるソーシャルワーカーと民間団体にいるソーシャルワーカーで給料に多少差はあるのですが、政府機関の方がちょっと良いかなという感じがします。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

井上先生、ソーシャルワーカーについてはどうですか。

○井上教授 ソーシャルワーカーは、DVに関しては、先ほども少し言いましたけれども、ソーシャルワークとしての専門性、DVのケースについての専門性を、まず、きちんと確立するということから始めないと、一歩も進まないという気がします。ソーシャルワーク

も様々な分野がありますので、その分野とすり合わせていくということを経験してからでないと、進まないかなど。要するに、専門性の確立が必要ということ。専門性について報酬が支払われるわけですから、その仕組みが動いていかないということだと思います。また、日本では制度設計のところ、ソーシャルワーカーやソーシャルワークを理解している人が少ないのも、大きな問題ですね。

ソーシャルワークは、御存知のとおり、アングロサクソンの制度ですけれども、例えば、ヨーロッパなどでもフランスは2000年ぐらいから非常に強くソーシャルワーカー制度に注目して制度改革をしていますので、そういったことなども評価・比較などをしながら進めていくと良いかと思っています。そこまできないと、具体的な給与の話はまだできないという感じです。

○高田准教授 少しだけ。

イギリスでのソーシャルワーカーの展開なのですが、イギリスでは、DV防止政策を総合的に行う際に、DVの専門家を増やさないといけないということになりました。カリキュラムを構築して、幾つかのレベルでコースを作るのです。いわゆる大体修士卒業レベルの資格を作って、当時は、新しく専門家が必要になりますので、政府が積極的に奨学金を設定して、そちらに人材を誘導していくということがなされていました。実際に、DV領域などもそうですが、子どもの福祉に関連してのリスクアセスメント等をするソーシャルワーカーに会うと、ほとんどが女性なのです。どうして女性ばかりなのですかということ。聞くと、実際に大学で資格を取るときにも女性ばかりだと。これは台湾も同様でした。台湾も、男性もいるのだけれども、ほぼ女性だと。少し詳しく聞くと、一般的な専門職よりは給料が低いということで、専門性はあるのだけれども、少し低い。イギリスの場合には、かなり職業の流動性がありますので、パートタイムなど、育児を含めて様々な女性の状況に合わせた仕事が可能で専門職という印象を持っています。

○小西会長 ありがとうございます。

山田委員からいただいた続きの御質問ですけれども、被害者が仕事を失って損をしている、加害者の方は全く損がないという状況に関して、もう少し詳しく聞ければということ。でよろしいのでしょうか。

先生、お願いします。

○山田委員 ニュージーランドや韓国の例にもあるように、もし、他に何か良い例が、日本にも応用できそうな例があれば、お教えいただければということ。

○小西会長 よろしく申し上げます。

○高田准教授 一つは、被害者の損害が大きくなる理由が、被害者が逃げた後、身を隠して完全に仕事も変えないといけなくなるという日本の現状にあるかと思っています。やはり保護命令をしっかりと構築して、被害者が仕事を变えずに済む、その仕組みが必要になるのだろうなと思っています。

また、イギリスでは、DV法制は家族法の領域で展開していった経緯がありますので、離

婚の際のいわゆる家族の家をどう取り扱うのかというところで、女性に対して配慮がなされます。信託の法理を使うのですけれども、一般的にはやはり男性の方が経済的に裕福なので、建物、家の所有権が男性にある場合が多いのですね。それを信託の形で女性に住ませる形で被害者の損害になりにくいように配慮がなされています。加害者が実際にどうなるのかということかというと、プログラムを受けないといけないとか、その程度の被害になるかと思います。

○井上教授 今、御紹介くださったように、婚費分担あるいは財産分与のような様々な場面でDVという関係性を評価していくことが定着してくることが重要かと思います。

最初に申し上げたように、アメリカ合衆国では、被害者が加害者に対して損害賠償を請求するみたいなケースもありますが、やはり財産分与等のところでの理解が大切です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、中村委員からの御質問ですが、加害者プログラムのモデルの話が中心ということですのでよろしいのですかね。違ったら補足してください。そういうプログラムのモデルで、特に台湾と韓国でどのようなモデルが取られているかというのが2番目の御質問としてあって、3番目の御質問としては一家族一裁判所というときの扱いの問題ですよ。

1の在宅のDVについてどういう風に聞けばいいか、私はちょっと抜けてしまいましたが、中村先生、よろしければ。

○中村委員 構いません。勉強になったという話と、日本は在宅DVが典型的ではないかという私の個人的な意見です。1番というようなものではありません。

○小西会長 分かりました。ありがとうございます。

今の2つですね。加害者プログラムが韓国と台湾ではどうかということと、一家族一裁判所についてお願いします。

○松村准教授 松村です。

先ほど、中村先生に、加害者モデルが色々あるのだなということと、台湾はどんなのかみたいなお話をいただいたのですが、私も李先生たちと一緒に台湾の調査で加害者プログラム実施団体にお伺いしたいときには、どこの国を参考にしたのかということを知ると、本当に良いところ取りをしたのだという表現をされていて、アメリカ合衆国とか、本当に先進的と言われているところ、もちろンドゥルース・モデルも採用しているし、心理学的なところも採用しているのだということでしたので、多分色々ところのミックスでやっているのかなという印象でした。台湾で加害者プログラムを実際にやっておられた方は、社会何士と言うか忘れましたが、とにかくソーシャルワーカーに当たる方でしたので、どちらかという、心理メインの方ではなかったということです。

李先生も補足していただくと。

○李客員研究員 台湾については、今、松村先生がおっしゃったとおりだと思います。そのケースに当たっているスタッフは、ソーシャルワーカーがメインではあるのですけれども、心理カウンセラーの方が主にコースをリードするという形で行われているかと思いま

す。モデルとしては、恐らく先ほどおっしゃったとおりです、良いところ取りという形で総合的に合わせてやっているのかなという印象はあります。

これについては、韓国でも同じような現象が起きています。つまり、教育モデルもあれば、夫婦そろってカウンセリングを受ける、相談を受けるという場合もあります。心理学のモデルについては、必ずこれが入るので、割と総合的な形で加害者プログラムが作成されているのかなという印象を受けました。

以上です。

○小西会長 そうしたら、御質問の答えをはっきりさせたいのですけれども、様々なモデルの様々なプログラムがあると考えればいいのか、あるいは、国全体として折衷型のモデルがあると考えればいいのか、どちらの方が現実合っているのでしょうか。

○李客員研究員 折衷型と言った方が良いでしょうかね。相談所の相談の流れを見ると、夫婦で相談する流れがあるし、他方で、加害者のみで参加するようなプログラムもつくられています。その両方において、心理学的な要素も当然入るし、教育的な要素も当然入ります。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて裁判の方ですかね。

○井上教授 色々な州で色々なやり方をしているので、これがそうですと言うのはなかなか難しいのですけれども、一家族一裁判所はDVコートの出発点とも言うべき標語だったわけですね。そこには、正義の執行にあたって被害者に負担を掛けないという発想があったと思います。もちろん、反対というか、そうではない方が良いのではないかということ言う研究者もいて、その理由が、おっしゃってくださったように、虐待があるような場合には利益相反があるのではないかということも前からずっと言われています。

今、実は、アメリカ合衆国は、先ほど申し上げたように、裁判所や司法予算が逼迫している中で、ADR、Alternative Dispute Resolution、裁判外紛争処理を積極的に取り入れていこうという、これはオーストラリアなどもそうですけれども、そういう動きがあるのですね。ニューヨーク州などもそうなのです。だから、裁判所に来るのはかなり高葛藤なのです。それを前提としてやっていますので、その前提として、各種の利益相反や状態を一つのところできちんと裁判所が見ていきたいと思いますというやり方でやるのだと、裁判官は私にはそう説明してくれました。本当にそれがうまくいっているかどうかというのは、今、私は責任を持ってお話しできませんが、アメリカ合衆国の場合は、イギリスもそうですけれども、子供の利益ないしは子供が自分の意見を言うということについて、親とは別にきちんと利益があるのだ、権利があるのだということについては大変敏感な国ですので、裁判実務の中でもそれを取り入れた形でやるのだと説明されています。本当にうまくいっているかどうかは、申し訳ないですが、今のところ、評価を私の中ではできないでいます。

○高田准教授 1つだけ、イギリスでの議論を付け加えますと、イギリスでは、DVの定義の際に、16歳以上ということで、15歳未満が省かれました。その理由は、まさに子どもの

保護は別問題だとして、手続上も、子どもの場合には、DVが関係するときには、DVの危険がないことを裁判所が明らかにしないとイケないのですね。立証責任が全く異なるのです。地方行政機関でもなく裁判官が安全性を確認しないとイケないという位置付けで、非常に慎重に取り扱われます。その点で、イギリスではあえてDVは大人間の暴力として取り扱うのだということで限定しています。

○小西会長 ありがとうございます。

中村委員、よろしいですか。

○中村委員 ありがとうございます。

○小西会長 続いて、種部委員はいらっしゃらなくなったけれども、ここで伺っておきたいと思います。

一つは、財源と言われたことがあります、これは前にも伺いました。

医学教育の中でこういう問題がどういう風に扱われているか御存知ならという御質問があったと思いますけれども。

○井上教授 これは台湾のお話でしたよね。

○李客員研究員 台湾については、先ほどちょっとお話ししましたが、基金が作られていて、予算以外に過料、罰金、寄附金などが基金に入れられて、DV被害者支援のために使われています。

そのためには、先ほど通報義務のある医師たちの例を挙げていたと思うのですが、教育は行き届くことが必要なわけで、まさにそのとおりだと思うのですね。台湾の場合は、教育については徹底的に行われていまして、小学校の時点から家庭内暴力とは何かということについて授業の中に取り入れています。それは、主に民間団体による、例えば、月に1回とか、学校によっては週1回とか、そういったペースでDVについて勉強会をやっているのです。教育は小学校のときから始めているのです。医療については、もちろん、こういったDV加害者の治療あるいは精神鑑定といったものに携わらない医師たちに対しても、勉強会だったり、研究会だったり、そういったものが継続的に行われているということはよく聞きます。もちろん、これも民間団体による取組なのです。司法、裁判官についても、定期的な勉強会が行われています。特に裁判官については、かつて台湾ではよく裁判官を恐竜のような存在と、比喩的に、要は、頭が固くて新しい現象について柔軟に対応できないということを皮肉的に表現してきたわけですが、最近はそのような民間団体の取組によってジェンダー意識も高くなっている状況であります。そういう意味では、この通報義務を実効性あるものにするためには、教育はとてとても大事なところであることは確かです。この点、台湾では積極的に取り組んでいます。

○井田委員 一言だけ発言させてください。すみません。

医師の通報義務は、日本でもし導入するとしたときに、それは恐らくそれほど大きな飛躍ではないと思われます。日本でも医師法21条の規定があつて、異状死を発見したとき、お医者さんには、警察への届出が義務付けられています。これには自分が起こした医療過

誤も含まれるというので医師たちは大反対しているわけですが、基本的には行われた犯罪が認知されずに終わってしまうことを避けるための、それなりの理由のある規定です。異状死の届出の延長で、犯罪による傷害を受けたことが明らかな場合には届出を義務付けることは十分に考えられることかと思えます。医師法21条の規定の延長線上に、そういった義務を考えるのは決して無理なことではないということです。

○小西会長 私は一応医師なので、現実的などころでいうと、要するに、医師法の授業は確かにあるのですけれども、ごく短時間だったと思いますね。大事なものは、通報義務や暴力に関する授業が必須で、かつ国家試験に出ることですね。そうでないと、人は勉強しないので。今、こんなことを話している時間はないのですが、例えば、民間の勉強会などは結構あったりしますが、それだとかこういう過料を科すというような強制のある形式に対応はできないのかなと思いました。自分で時間を取って、すみません。

種部先生は、もう一つ、韓国は一部刑法マターになっていて日本と似ているのだけれども、韓国の有名なひまわりなどとの連携はどうなのかというお話でしたけれども、どうでしょうか。

○井上教授 李さん、ひまわりとの連携はどうですかね。

○李客員研究員 ひまわりについて、とても良いところをおっしゃってくれたと思うのですが、ひまわりセンターは、主に性暴力に関するそういった事案をワンストップという形で取り扱っています。同時に、家庭内暴力についても、特に夫婦暴力についても扱っています。刑事制裁が主になっていることは確かなのですが。

ごめんなさい。質問は何でしたか。

○小西会長 ひまわりがうまく動いているということで、例えば、このDVの支援などもそういうものと連携しているのかと私は整理して聞いたのですが。

○李客員研究員 事件の処理の流れとしては、性暴力の流れと全く同じで、事件を受けた後にケース会議があって、ケース会議を通じてこの事件をどう処理していくのかというプロセスを経ていくのですね。ですから、ひまわりセンターに一旦入れば、事件の処理の仕方は性暴力とほぼ一緒だと考えて良いと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

特別に何か連携があるという感じではなくて、同じように扱われていくと。

○李客員研究員 同じですね。そうですね。

実は、最近、危機家庭統合支援センターというものができまして、ソウル市で2018年から行われている、家族問題を包括的に扱うというセンターなのです。ただ、このセンターは警察が主導で行われていて、事件を未然に防ぎ、より早く発見して早く解決するために作られたものなのです。それが2018年から始まって、今年の7月からそのセンターをソウル市内の25区において年内に作るという計画を立てているのです。対象は、家族内のトラブルです。トラブルについては、幾つかの類型に分けて、3種類だったと思うのですが、軽いものと、一般のもの、高葛藤のものに分けて、その種類別に処理の手続がまた違って

いて、そういった取組が、今、警察の主導で行われています。ですから、そこでソウル市の取組としてこれからどれだけ効果を上げられるのかということは非常に注目されるわけですが、そういう意味では、ひまわりセンターと別にもう一つの支援施設ができたのかなと思いました。

○小西会長 ありがとうございます。

最後になるかと思いますが、可児委員から大事なことで御質問がありまして、この保護命令の対象ですね。これについて、どうですか。どこの国がどうという形でお教えていただければ。

○高田准教授 恐らくどこもそうだと思うのですが、保護命令の対象があらゆるDVの暴力形態に対応していると思います。ただし、保護命令の内容によるかと思います。イギリスでも多様な命令の内容を含みますが、やはり接近禁止にするとか、退去だとか、以前は28日が上限になっていたものが法案ではなくなりましたけれども、28日を上限に家に戻ってはいけないという命令の場合、精神的DVの場合にどこまでその必要性があるのかということが検討されるかと思います。ただし、暴力の対象には限定がなく、全ての暴力の形態を含むとされています。

○小西会長 可児委員、いかがですか。もう少し聞いた方が良いことはありますか。すごく簡単にまとめてしまったので、ちょっと申し訳ないかなと思って。

○松村准教授 少し発言させていただいてよろしいでしょうか。

○小西会長 それを聞いてから、可児委員に最後に確認していきます。

○松村准教授 すみません。

先ほどの医療関係者云々の話なのですが、ニュージーランドでは「医療関係者による発見が効果的」と書いてありますように、医療関係者が、妊産婦健診、乳幼児健診、子供の予防接種、乳がん検査、子宮頸がんの検査など、保健師が妊娠した家庭に訪問するという形でスクリーニングをして、こういった暴力の発見と予防を行うということをやっていますので、かなり医療関係者に医療がついているし、教育にもかなり力を入れているのだと思います。また、こういったDVの被害者や子供は転居を繰り返すケースが非常に多いので、来院した子供にタグ付けをするのですね。黄色い札を付けて医療関係者の情報を共有するというシステムが、2018年のFV法でファミリーバイオレンスアクトで入った。ラベル付けをして、支援過程でケースを見やすくするということです。

児童虐待とDVが同時に起こっているような家庭で子供の利益をどうカウントするのかみたいなお話もあったかと思うのですが、別途、マオリ語で子供のためのとか、そういう意味なのですが、オランガタマリキ法というものがあって、この利益を検討して、子供は弁護士で代理させるという、日本でいう手続代理人のようなものがあります。それで裁判官が児童虐待とDVが同時に起きているようなお家のケースで、子供の利益、子供をどういうふうに処遇したら一番良いのかということ判断するとしていますので。

○小西会長 すみません。ありがとうございます。

時間が押していますので、もし今のことについて補足でいただいた方が良いでしょう。また後でお願いできればと思います。

保護命令に戻りまして、可児委員、いかがでございますか。

○可児委員 要するに、イギリス以外の国でも、身体的暴力に限定されている国は今日御報告された中ではないという理解で良いのですか。

○井上教授 良いと思います。ただ、言い方が難しいのは、保護命令は、もちろん出す・出さない、発給する・発給しないということなのですが、その効果と要件のバランスの問題がありますので、精神的暴力であれば何でも良いということではないので、そこはちょっと注意が必要かと思いますが、そもそもDVの定義のところに精神的暴力や子供の暴力が入りますので、それについては保護命令の少なくとも対象にはなると。認められるかどうかはまたケースによって別の考量でしょうけれども、そういうことだと思います。ですから、日本みたいに、保護命令に関しては画一的に身体的暴力に限るとしている国の方が珍しい、他にありますかと、どちらかというと、そういう感じです。

○可児委員 日本の場合、身体的暴力に限定している上に、さらに、先ほど少し申し上げたように、更なる暴力による生命・身体への重大な危害のおそれ大きいという二重の要件を課すことによって非常に発令しにくいシステムになっていると感じているものですから、そこまで厳しい要件を課している国は、今日御報告いただいたところでは、もちろん保護命令の内容にもよるのだと思うのですけれども、例えば、接近禁止や退去であったとしても、そこまで厳しい要件を課している国はないと理解してしまって良いでしょうか。

○井上教授 良いと思います。ただ、必ずそうなるという意味ではないというのは御注意いただきたいと思います。要するに、保護命令がどういう命令なのかというのが日本の場合はぐらぐらしていて、暫定的な命令なのか、それとも、疎明ではなくて証明だということも含めて、権利を抑制する、民事だけれども、一つの行政的な命令なのだと思えるのか、暫定性に注目するならば、本訴との関係はどうなるのかなどについて議論抜きには結論を出しにくいところがあります。いずれにしても、日本のやり方は、保護命令制度の目的からも、柔軟性にも欠けるし、実効性に欠けると思います。

○可児委員 ありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございます。

最後に、今回は質問を私の方でまとめたので、皆様が聞きたかったことはそれとは違うというのがあったら出していただこうと思いますが、今、あまり時間がございません。

短くお願いします。

○阿部委員 1点だけ、良いですか。

制度で、加害者対策なり加害者に罰則という体制ができてから加害者プログラムということがそれに引き続いて取組が行われているのだと思いますけれども、この加害者プログラムの効果がどの程度なのか。長くなるようだったら、何か別の形でも結構です。イメージがなかなか湧かないものですから。被害者の方が、離婚するか、もう一回同居する

かという選択肢は当然あると思うのですけれども、もう少し実効性のイメージを教えてください。ありがとうございます。

○井上教授 多分松村先生が良いかと思うのですけれども、効果に関してとても難しいのは、プログラムを受ける人の属性やプログラムの義務の程度にもよります。Aというプログラムはすごく効果があってBは駄目とか、単純には言えません。つまり、それが任意のものなのか、受講命令なのか、刑罰に代替するものか、あるいは刑務所などでの処遇の一環としてのものなのかによっても、当然異なりますので、注意が必要です。むしろプログラムを導入することによって、どのぐらいの効果を、日本国民が、あるいは制度として期待するかという方向で考えた方が生産的なのではないかと個人的には思っています。

○阿部委員 ありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございます。

幾つか消化不良のものもあるかと思いますが、必要なら出していただくことで大丈夫ですかね。どうしても聞きたいということがありましたら出していただいて、今日御発表いただいた先生方に投げってみるということはやっていただけるかと思います。

本当に今日はとても密度が濃くて大変でしたが、ありがとうございます。

それでは、今後の予定等について、最後に事務局から御連絡をお願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 事務局です。

次回については、10月下旬にもう一度ヒアリングを行い、地方公共団体、配偶者暴力相談支援センター、民間団体からも色々と御意見をいただきたいと思っています。

○小西会長

以上をもちまして、第109回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。